

勝連城跡周辺文化観光施設基本設計業務  
設計者選定プロポーザル実施説明書

1. 業務の概要

(1) 業務の目的

勝連城跡周辺文化観光施設の建築基本設計を行うにあたり、平成 28 年度に策定した「勝連城跡周辺文化観光施設基本計画」の具現化を図るため、創造性、技術力、経験等の資質を備えた基本設計者を選定し、勝連城跡周辺文化観光施設及びその関連施設等に関する基本設計を行う。

(2) 業務内容

業務名称：勝連城跡周辺文化観光施設基本設計業務

建設場所：うるま市勝連南風原地内

業務内容：勝連城跡周辺文化観光施設及びその関連施設等に関する基本設計を行う。詳細は「建築設計業務委託特記仕様書（案）」による。

履行期間：契約締結の翌日から平成 30 年 2 月末日（予定）

契約限度額：27,756 千円（税込み）以下で契約を行う。

(3) 技術提案を求めるテーマ

本業務において技術提案を求めるテーマは、以下の 2 つとする。

勝連城跡及び周辺一帯の歴史的、文化的背景と調和する建築物

文化施設、商業施設及びイベントスペースが相互に効果的に機能する多様な展開が可能な建築物

(4) 業務実施上の条件

参加表明書及び技術提案書の提出者は、2 者以上で構成する設計共同体とし、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- 1) 代表構成員の事務所は、うるま市内に本社を有し平成 29 年 4 月 1 日時点及びそれ以降において一級建築士が 3 名以上在職していること。
- 2) 代表構成員以外の構成員の事務所は、うるま市内に本社を有していること。
- 3) 各構成員は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 4) 各構成員は、うるま市における平成 29・30 年度「建設業者格付名簿（測量、及び建設コンサルタント等）」に主要業種が建築士で登録されていること。ただし、登録所在地で営業実態がない者を除く。
- 5) 各構成員は、うるま市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 6) 各構成員は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく建築士事務所登録を行っていること。

7) 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の設計共同体の構成員ではないこと。  
代表構成員の出資比率は最大の出資比率でなければならない。また、構成員のうち最小の出資者の出資比率は次の割合以上でなければならない。

- 1) 2者の設計共同体の場合 30パーセント
- 2) 3者の設計共同体の場合 20パーセント
- 3) 4者以上の設計共同体の場合 均等割の10分の6に相当する比率

管理技術者(1)及び各分担業務分野(3)の主任担当技術者(2)は、それぞれ1名とし、各主任担当技術者は、専門分野に関する資格を有すること。

管理技術者は、設計共同体の代表構成員に所属する一級建築士であること。

建築分野の主任担当技術者は、設計共同体の構成員に所属していること。

管理技術者は、各分担業務分野の主任担当技術者を兼任しないこと。また、各分担業務分野の主任担当技術者についても、他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任しないこと。

管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者の手持ち業務は、本プロポーザルの公告日において、携わっている設計業務(耐震診断業務は除く。契約予定のものを含む。)が、原則として3件以下であること。

建築分野については、原則として再委託できないものとする。ただし、構造、積算又は防災計画その他専門性を有すると認められる業務については、再委託できるものとする。

電気分野、機械分野及び土木分野については再委託できるものとする。ただし、再委託先の内、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所(以下「協力事務所」という。)が本プロポーザルに参加する他の設計共同体の構成員及びその協力事務所となっていないこと。

業務の一部を再委託する場合の協力事務所が、うるま市における平成29・30年度「建設業者格付名簿(測量・コンサルタント等)」に登録されている場合は、うるま市から指名停止を受けている期間中でないこと。

- 1 「管理技術者」とは、「うるま市設計業務等委託契約約款」第10条の定義による。
- 2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。
- 3 「分担業務分野」の分類は、下表のとおりとする。なお、参加表明書及び技術提案書の提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合別添1(様式5)に従い当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にすること。ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わないが、主任担当技術者の要件を満たしていなければならない。なお、下表の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

### 分担業務分野及び主任担当技術者資格

分 野	業務内容	主任担当技術者の 専門分野に関する資格
建 築	平成 21 年国土交通省告示 15 号別添一第 1 項第一号において示される「設計の種類」における「総合」および「構造」	一級建築士 二級建築士 又はこれと同等の資格
電 気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの	建築設備士、技術士 4 一級電気工事施工管理技士 又はこれと同等の資格
機 械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」に係るもの	建築設備士、技術士 4 一級管工事施工管理技士 又はこれと同等の資格
土 木	業務の内、造成、駐車場、造園等、主に土木工事に係る設計業務等を担当する	技術士 4、RCCM 4 一級土木工事施工管理技士 又はこれと同等の資格

4「技術士」「RCCM」の資格は当該分野におけるものとする。

### 2. 担当課

〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市都市建設部 勝連城跡周辺整備室

電話：098 - 923 - 7606 FAX：098 - 923 - 7604

Email：[katsurenjo-seibi@city.uruma.lg.jp](mailto:katsurenjo-seibi@city.uruma.lg.jp)

### 3. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

#### (1) 参加表明書の作成要領

参加表明書の様式は、別添1(様式1~5、A4判)に示すとおりとする。

#### (2) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

管理技術者及び主任担当技術者の経験及び能力(様式2、3)

管理技術者(様式2)及び各分担業務分野の主任担当技術者(様式3:主任担当技術者ごとに1枚作成)について、次により記載する。

1) 氏名

2) 生年月日(年号は西暦で記載する。)

3) 所属、役職

4) 保有資格等(資格を有する場合は、資格証のコピーを添付すること。)

5) 平成18年度以降の同種業務又は類似業務の実績

a) 「平成18年度以降の同種業務又は類似業務の実績」とは、以下のイ)~ハ)全て

の項目に該当する実績をいう。

イ) 平成18年度以降に契約履行が完了した設計業務実績

ロ) 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の各分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）

ハ) 以下のいずれかを満たす施設の設計業務実績

- ・同種業務の実績における対象施設は、用途が「博物館」、「美術館」又はその他これらに類する施設（平成21年国土交通省告示第15号 別添二 第12号 第2類をいう。）で延床面積（これらに付随する共用部分を含む。）

1,000㎡以上の建築物

- ・類似業務の実績における対象施設は、建築士法第3条又は同3条の2に規定する建築物

6) 該当する業務実績について、以下のイ)～ホ)の項目を記載する。

イ) 業務名称

ロ) 発注者

発注機関名を記載する。再委託を受けた業務の場合は契約相手方を記載し、( )内に事業主を記載する。

ハ) 受注形態

単独、設計共同体又は協力事務所のうち該当するものに をつける。あわせて、設計共同体の場合は他の構成員を、協力事務所の場合は再委託を受けた契約相手方を( )内に記載する。

ニ) 業務概要

同種又は類似のうち該当するものに をつける。また、対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。あわせて分担業務分野及び携わった立場（管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場）を記載する。

ホ) 履行期間

6) 記載する件数は3件までとする。記載した業務については契約書の写し、対象施設の用途、規模が分かる資料（業務特記仕様書など）及び記載した業務に携わった立場が分かる資料（業務計画書の該当部分の写しなど）を提出すること。

6) 手持業務の状況

平成29年4月26日における手持ちの設計業務(契約予定のものを含む。)について、次の項目を記載する。

イ) 業務名

ロ) 発注者

再委託を受けている業務の場合は、契約相手方を記載し、( )内に事業主を記載する。

ハ) 受注形態

単独又は設計共同体のうち該当するものに をつける。設計共同体の場合は、他の構成員を( )内に記載する。

二) 業務概要

対象施設の施設用途及び規模、構造を記載し、あわせて関わっている分担業務分野及び立場(管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらに準じる立場)を記載する。

ホ) 履行期間

協力事務所等の名称等(様式4)

業務の一部を再委託する場合には、再委託先(建築分野の構造、積算など)の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記載する。

新たな分担業務分野の追加(様式5)

参加表明書の提出者において新たな分担業務分野を追加する場合は、以下の項目を様式に従い記載する。(なお、当該事項がない場合は様式5を提出しなくてもよい。)

1) 新たに追加する業務分野

2) 新たに追加する業務分野の具体的な業務内容

3) 業務分野を追加する理由

4) 氏名

5) 生年月日(年号は西暦で記載する。)

6) 所属、役職

7) 保有資格等(資格を有する場合は、資格証のコピーを添付すること。)

8) 平成18年度以降の追加した分担業務分野における実績

a) 「平成18年度以降の追加した分担業務分野における実績」とは、以下のイ)～

ハ)全ての項目に該当する実績をいう。

イ) 平成18年度以降に契約履行が完了した設計業務実績

ロ) 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績(ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の各分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。)

ハ) 以下のいずれかを満たす施設の設計業務実績

- ・同種業務の実績における対象施設は、用途が「博物館」、「美術館」又はその他これらに類する施設(平成21年国土交通省告示第15号 別添二 第12号 第2類をいう。)で延床面積(これらに付随する共用部分を含む。)1,000㎡以上の建築物

・類似業務の実績における対象施設は、建築士法第3条又は同3条の2に規定する建築物

b) 該当する業務実績について、以下のイ)～ホ)の項目を記載する。

イ) 業務名称

ロ) 発注者

発注機関名を記載する。再委託を受けた業務の場合は契約相手方を記載し、( )内に事業主を記載する。

ハ) 受注形態

単独、設計共同体又は協力事務所のうち該当するものに をつける。あわせて、設計共同体の場合は他の構成員を、協力事務所の場合は再委託を受けた契約相手方を( )内に記載する。

ニ) 業務概要

同種又は類似のうち該当するものに をつける。また、対象施設の施設用途及び規模・構造を記載する。あわせて分担業務分野及び携わった立場(管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらに準ずる立場)を記載する。

ホ) 履行期間

c) 記載する件数は3件までとする。記載した業務については契約書の写し、対象施設の用途、規模が分かる資料(業務特記仕様書など)及び記載した業務に携わった立場が分かる資料(業務計画書の該当部分の写しなど)を提出すること。

9) 手持業務の状況

平成29年4月26日における手持ちの設計業務(契約予定のものを含む。)について、次の項目を記載する。

イ) 業務名

ロ) 発注者

再委託を受けている業務の場合は、契約相手方を記載し、( )内に事業主を記載する。

ハ) 受注形態

単独又は設計共同体のうち該当するものに をつける。設計共同体の場合は、他の構成員を( )内に記載する。

ニ) 業務概要

対象施設の施設用途及び規模、構造を記載し、あわせて関わっている分担業務分野及び立場(管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はこれらに準じる立場)を記載する。

ホ) 履行期間

4. 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：平成29年5月11日（木）午後5時まで（郵送の場合も同様）

提出場所：2. 担当課に同じ

提出方法：様式1～4（該当があれば様式5も併せて）を各1部持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

5. 参加表明書の評価基準

(1) 参加表明書の評価項目、判断基準、並びに評価ウェイトは以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト		
	判断基準					
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。 管理技術者は一級建築士を条件としている。	管理技術者			
			主任担当 技術者	建築		4
				電気		2
				機械		2
				土木		2
技術力	平成18年度以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場） <u>技術者毎に最大3件まで評価の対象とする。</u>	以下の順で評価する。 同種業務の実績がある。 類似業務の実績がある。 上記に加え、携わった立場を下記の順で評価する。 管理技術者の場合 管理技術者又はこれに準ずる立場 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 担当技術者又はこれに準ずる立場 主任担当技術者の場合 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		9	
			主任担当 技術者	建築	6	
				電気	3	
				機械	3	
			合計			

## 資格評価表

分担業務分野	評価する資格（番号の順に評価する）
建築	一級建築士 二級建築士 その他
電気	建築設備士、技術士 一級電気工事施工管理技士 二級電気工事施工管理技士、その他
機械	建築設備士、技術士 一級電気工事施工管理技士 二級電気工事施工管理技士、その他
土木	技術士、RCCM 一級土木工事施工管理技士 二級土木工事施工管理技士、その他

「技術士」、「RCCM」の資格は当該分野におけるものとする。

「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。

## 6. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

### (1) 基本事項

プロポーザルは調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議のうえ開始することとする。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

また、1.(4)の条件を満たさない者の提出した技術提案書は無効とする。

### (2) 技術提案書の作成要領

技術提案書の様式は、別添2（様式6、7、8）に示すとおりとする。

### (3) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

#### 業務実施方針及び手法（様式7）

業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴、建設コスト及び維持管理コストの抑制に対する取り組み、特に重視する設計上の配慮事項（様式8に記載する内容を除く。）、その他の業務実施上の配慮事項等をA3判横1枚（文字の大きさ10ポイント以上）に記述すること。また、新たな分担業務分野を設けた場合は、その目的についても記載する。

なお、記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

- 1) 様式は、A3判横の1枚とすること。
- 2) 記述は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。  
また、内容は項目ごとに分類するなど、どの事項に属する内容なのかをわかりやすく表現すること。なお、視覚的表現以外に使用する文字の最小サイズは10ポイントとする。
- 3) 視覚的表現については、文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図、パース（透視図）は使用できるが、設計内容が具体的に表現された設計図面、模型、模型写真などは使用不可とする。なお、外観の表現については、周辺環境との調和（スケール感、ボリューム感等）をイメージできる程度とすること。
- 4) 技術提案書の提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名、人物名等）を記載してはならない。

評価テーマに対する技術提案（様式8）

1.（3）に示した2つの評価テーマに対する取り組み方法をA3判1枚（文字の大きさ10ポイント以上）に具体的に記載する。

なお、記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

- 1) 様式は、A3判横の1枚とすること。
- 2) 記述は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。  
また、内容は評価テーマごとに分類するなど、どの評価テーマに属する内容なのかをわかりやすく表現すること。なお、視覚的表現以外に使用する文字の最小サイズは10ポイントとする。
- 3) 視覚的表現については、文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図、パース（透視図）は使用できるが、設計内容が具体的に表現された設計図面、模型、模型写真などは使用不可とする。なお、外観の表現については、周辺環境との調和（スケール感、ボリューム感等）をイメージできる程度とすること。
- 4) 技術提案書の提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名、人物名等）を記載してはならない。

## 7. 技術提案書及び見積書の提出方法、提出先、提出期限

提出期限：平成29年5月24日（水）午後5時まで（郵送の場合も同様）

提出場所：2. 担当課に同じ

提出方法：様式6～8を各1部（様式7、8はPDFデータのCD-Rも合わせて提出すること。）及び当該業務にかかる見積書1部を持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

## 8. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目、判断基準、並びに評価ウェイトは、以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
		判断基準	
業務実施方針及び手法（評価にあつては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。）	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	10
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	13
	評価テーマに対する技術提案	テーマ について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。	23
		テーマ について、同上。	23
合計			69

「業務の理解度及び取組意欲」、「業務の実施方針」、「評価テーマに対する技術提案」のいずれかの評価が0点である場合は、特定しない。

## 9. 審査

(1) 参加表明書及び技術提案書にかかる審査は、庁内職員で構成される勝連城跡周辺文化観光施設基本設計業務設計者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行う。

(2) 選定委員会の委員の父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹が本プロポーザルに参加する事務所を主催し、又は役員に就任している場合は、その委員は選定委員会から除くものとする。

## 10. ヒアリング

(1) 選定委員会において、以下のとおりヒアリングを行う。

実施場所：うるま市役所

実施日：平成29年5月29日（月）

予備日：平成29年5月30日（火）

出席者：配置予定の管理技術者の他、設計共同体に所属する者（協力事務所に

所属する者は不可。)の中から1名の計2名以内とする。なお、原則として指定された者以外の者及び代理者による説明は認めません。

その他

- 1) 上記 に示す実施日に配置予定の管理技術者の都合が合わない場合は、平成29年5月11日(木)までに発注者と協議のうえ、予備日に変更できるものとする。
  - 2) ヒアリングでは様式7、8について技術提案者からプレゼンテーションを行った後8.(1)の評価項目について、質疑応答を行う。
  - 3) ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。
- (2) ヒアリングの日時、会場、留意事項等は、参加表明書の提出者へ別途通知する。
- (3) ヒアリング会場では、様式7、8をスクリーンに投影し、プレゼンテーションを行う。様式7、8のPDFデータ、PC、プロジェクタ、スクリーンは担当課で準備する。

#### 11. 特定・非特定に関する事項

- (1) 技術提案書を提出した者の中から、選定委員会の審査において最も順位の高い者(以下「特定者」という。)を特定し、本業務の随意契約の相手方の候補者とする。
- (2) 技術提案書を提出した者の中から、選定委員会の審査において次点の者(以下「次点者」という。)を特定し、特定者と契約に至らなかった場合の随意契約の相手方の候補者とする。
- (3) 特定者及び次点者には、その旨書面をもって通知する。また、提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨(非特定)書面をもって通知する。
- (4) 選定委員会の審査において決定した技術提案書を提出した者の順位をうるま市ホームページ【各課のご案内>勝連城跡周辺整備室】で公表する。
- (5) 上記(1)～(4)についての説明要求及び異議申し立ては受け付けない。

#### 12. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、文書(書式自由。ただし規格はA4判とする。)により行うものとし、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、若しくは電子メールのいずれの方法でも可能とする。(電子メールの場合には着信を確認すること。)

受付場所：2.担当部局に同じ。

受付期間

- 1) 参加表明書及び特記仕様書に係る質問  
平成29年4月26日(水)午前9時から  
平成29年5月2日(火)午後5時まで
- 2) 技術提案書に係る質問  
平成29年4月26日(水)午前9時から

平成29年5月12日（金）午後5時まで

- (2) 質問書の提出にあたっては、質問書に回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。
- (3) 質問に対する回答は原則として、次に示す日までにうるま市ホームページ【各課のご案内>勝連城跡周辺整備室】で回答を行うものとする。  
参加表明書及び特記仕様書に係る質問に対する回答：平成29年5月9日（火）  
技術提案書に係る質問に対する回答：平成29年5月16日（火）

### 13. その他の留意事項

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本業務は、特記仕様書に定めるもののほか、下記の関係法令等を遵守のうえ実施するものとする。  
本市設計業務等委託契約約款  
本市の諸条例、規則等  
その他関係する法律、政令、省令、通達等
- (3) 提出期限までに参加表明書を提出しない者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (4) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対してうるま市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成17年4月1日告示第12号）の規定により指名停止措置を行うことがある。
- (6) 参加表明書及び技術提案書の取扱い  
提出された参加表明書、技術提案書を発注者の了解なく公表、使用してはならない。  
提出された参加表明書、技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書、技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。  
提出された参加表明書、技術提案書は提出者に無断で使用しない。また、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (7) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (8) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に反映するものとする。
- (9) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業

務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。

- (10)うるま市ホームページ【各課のご案内>勝連城跡周辺整備室】で公開している「勝連城跡周辺文化観光拠点整備基本計画」、「勝連城跡周辺文化観光施設基本構想」、「勝連城跡周辺文化観光施設基本計画」及び【各課のご案内>都市政策課】で公開している「うるま市景観計画」を参照のこと。
- (11)その他技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- (12)設計共同体結成に係る協定書の作成については、プロポーザル終了後、特定者に対し契約締結交渉前に別途連絡するものとする。

#### 参考

##### プロポーザル実施スケジュール（予定）

月 日	事 項
平成29年4月26日（水）	プロポーザル公告及び業務説明書配布
平成29年5月2日（火）	参加表明書及び特記仕様書に係る質問受付期限
平成29年5月9日（火）	参加表明書及び特記仕様書に係る質問に対する回答
平成29年5月11日（木）	参加表明書の提出期限
平成29年5月12日（金）	技術提案書に係る質問受付期限
平成29年5月16日（火）	技術提案書に係る質問に対する回答
平成29年5月24日（水）	技術提案書の提出期限
平成29年5月29日（月）	ヒアリング（技術提案書の選定）
平成29年5月31日（水）	技術提案書の特定及び通知

スケジュールは本説明書公表時のものであり、諸般の事情により変更することがある。

#### 様式一覧

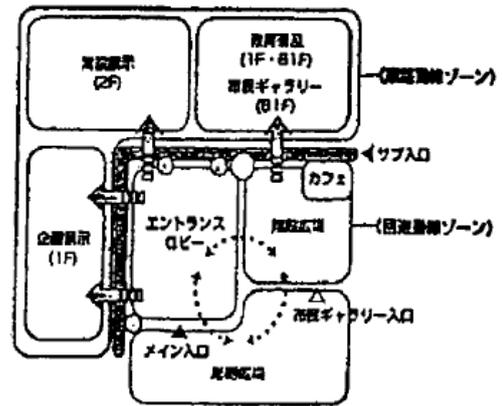
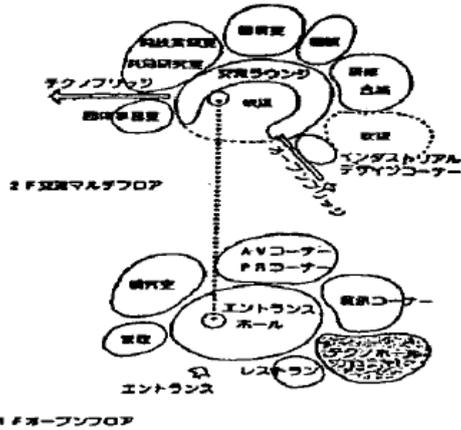
別添1 参加表明書（様式1～5、A4判）

別添2 技術提案書（様式6～8、A4判、A3判）

【提案表現の制限について】

- ・具体的な設計図、模型(写真を含む)、透視図等を使用してはいけません。
- ・文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図は使用してよいが、設計の内容が具体的に表現されたものであってはいけません。

プロポーザルで提案可能な表現例

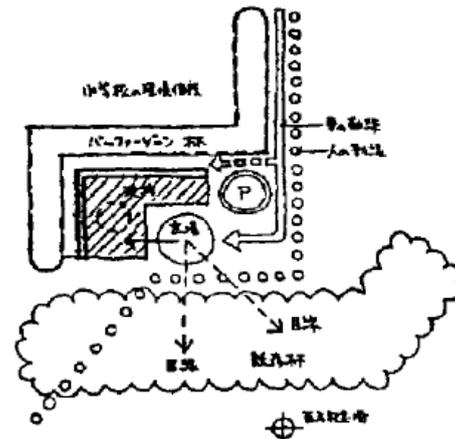


ホール、ラウンジを中心にするという設計の考え方を表現しているものである。

人の動線を説明するときに、それを補うために建物内の簡単なゾーニングの考え方を表現しているものである。

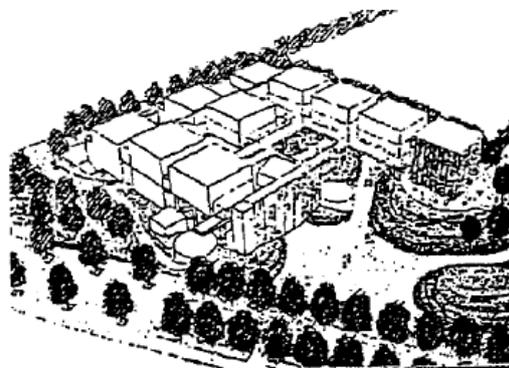
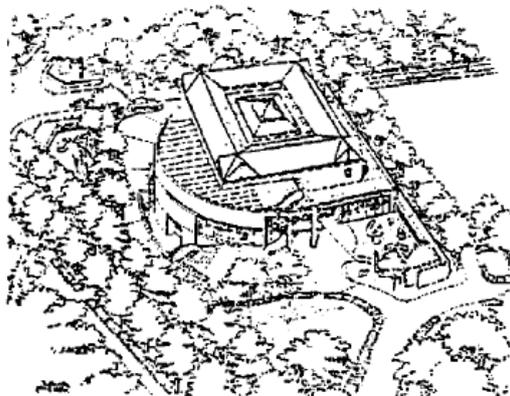


建物と周辺環境との関係をイメージで表現しているものであり、建物の具体的な形状は表現していない。



人の動線を説明するときに、それを補うために敷地内の簡単なゾーニングの考え方を表現している。

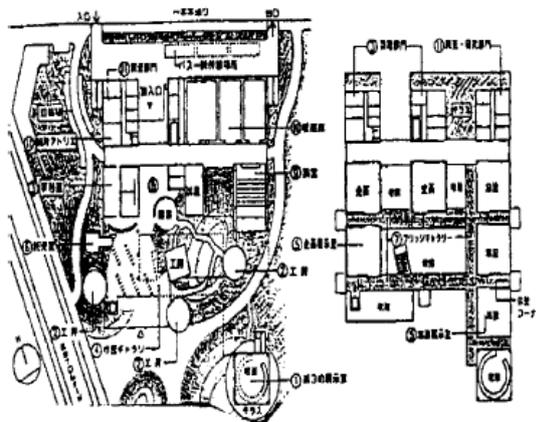
プロポーザルで認められない表現例



建物の具体的な配置計画やボリューム等が具体的に表現された鳥瞰図である。



建物の具体的な形状が表現された透視図である。



建物形状が具体的に表現され、周辺も含めた配置である。